

## 貸倒処理の 時期とその判断

債務者である法人の解散に伴う貸倒処理をいつすべきか、その判定をどのようにしたらよいか、ひとつの設例を使って考えてみましょう。

**【設例】**当社は3月決算の法人ですが、取引先甲社に対して貸付金2,000万円、売掛金1,000万円、出資金100万円があります。甲社は、極度の営業不振に陥り、年内に解散する予定と聞いております。当社はこれらの債権及び出資金をいつ貸倒損失として処理できるでしょうか。

**【基本的考え方】**金銭債権については、次の場合に、貸倒損失として損金の額に算入することとして取り扱われます。

①会社更生法の規定による更生計画認可の決定、民事再生法の規定による再生計画認可の決定等があった場合において、これらの決定により金銭債権の全部又は一部の切捨てがあったとき等

(法基通9-6-1)

②債務者の資産状況、支払能力等からみて金銭債権の全額の回収不能が明らかになった場合でその明らかになった事業年度において貸倒損失として損金経理をしたとき(法基通9-6-2)

③継続的な取引を行っていた債務者に対する売掛債権で債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合等で、売掛債権から備忘価額を控除した残額を貸倒損失として損金経理したとき(法基通達9-6-3)

**【売掛債権】**売掛債権とは、売掛金、未取請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含みません。

**【設例に対する具体的な考え方】**債務者甲社について、解散の予定がある、または解散の事実があっただけでは、売掛金、貸付金その他の債権について貸倒れとして損金の額に算入することはできません。また、甲社に対する出資金については、原則として解散後残余財産の分配を了した後でなければ、損失として損金の額に算入することはできません。

## ナマの税務相談室

**Q** S家の長男の一郎です。被相続人のS太郎の相続税の申告を先月15日済ませました。処で、先生がこの申告に際してのS家の協議分割に提言があるとのことですが。

**A** ご申告の過程でも私がたびたび愚見を申し上げたところですが、次男二郎さんが相続に当たっての被相続人からの貸付金4,000万円について、申告後相続税の増減については、まず問題はないと思いますが、近い将来影響があるとご関心を…。

**Q** 先生、この問題はS家としても問題意識を十分に抱いております。先生の今の発言につき次男の二郎が相続した4,000万円に当局の認識は。

**A** 4,000万円は被相続人太郎氏から父→次男間の個人的な貸付金で、生前その資金の流れからして充分説明が可能だと思いますし、民法520条による混同に当たるものとして了解可

## 協議分割その後

能と認識を。

**Q** 今回の申告ではこの貸付金は母2分の1、私4分の1、弟本人が4分の1を相続したとい

う考え方で、被相続人の意図が次男二郎が投資に充てるという目的を相続人3人が充分承知して、協議に際し、弟が単独相続しては税負担が重いことを憂慮して、申告の如く共同相続人が相続分により負担するのが真意で、法でいう連帯納付の概念にも適合する考え方と存じます。

**A** 当局では母上が相続された2,000万円は第二の相続の将来資料、一郎さんの相続された1,000万円は求償権があり、二郎さんから金銭、株券等で弁済を促すべしとの考え方があります。

**Q** 二郎も投資から二人に弁済したいという考えがありますが、この所の経済状態から困難とも思われますが、弁済時の譲渡所得税の負担は覚悟しているようです。